

平成25年度 後志利別川河川愛護モニター募集

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を更に進め、併せて河川愛護思想の普及及び河川の適正な維持管理に資するため河川愛護モニター制度を実施して参りました。

函館開発建設部においても、後志利別川をより良い川にするため、平成25年度河川愛護モニター（以下「モニター」という。）を下記のとおり募集します。

1 活動内容

モニターは、地域の方々と河川管理者の橋渡し役として、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に連絡することを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

主な活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に通報・連絡することです。（河川に関する意見や要望等をモニター通信として毎月1回連絡していくほか、該当事項があった場合は、随時連絡していただきます。）

- ① 近隣の方々から河川管理、河川利用等に関する特段の要望があった場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を発見した場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流木や施設等について、異常を発見した場合
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

2 活動範囲

せたな町 後志利別川の兜野橋上流から利別目名川合流点上流まで

今金町 後志利別川のトマンケシナイ川合流点上流から上ハカイマップ川合流点上流まで

3 応募資格

後志利別川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、上記2の活動範囲の近隣に居住する方（後志利別川からおおむね5km以内）

4 委嘱方法と任期

後志利別川河川愛護モニターは、函館開発建設部長より委嘱させていただきます。任期は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間です。

5 募集人員

各活動範囲ごとに1名、計2名。

6 報酬

月額2,320円。

7 選考方法

- ① 所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参加している方を優先とし、年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考いたします。
- ② 選考結果は、郵送若しくは電話にて応募者全員に通知します。

8 応募方法

下記事項を記入の上、平成25年2月22日までに郵便はがき又はFAXにて、応募先に送付願います。

なお、応募者より取得した個人情報につきましては、河川愛護モニター制度業務を遂行する目的以外には、使用いたしません。

(記入事項)

- 氏名
- 年齢、生年月日、性別
- 住所、電話番号
- 職業
- 所属する団体等があればその組織名と役職
(○○町内会役員、「○○川清流保護の会」役員等)
- これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- 活動範囲の希望
- 応募理由、後志利別川の感想、要望など
- 過去の愛護モニターの経験

9 応募・問い合わせ先

□函館開発建設部 公物管理課 河川スタッフ

〒040-8501 函館市大川町1-27

電話 0138-42-7693

FAX 0138-44-7717

□函館開発建設部 今金河川事務所

〒040-4308 瀬棚郡今金町字今金414-7

電話 0137-82-0041

FAX 0137-82-2164